親子環境学習フォーラム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市の環境学習や環境保全活動の実践を市内外へ発信し、親子で環境について 学習する機会を提供するため、予算の範囲内において親子環境学習フォーラム補助金 (以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定 めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」 という。)に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は,規則で使用する用語の例による。 (補助事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は,親子環境学習フォーラム実行委員会が実施する「親子環境学習フォーラム」に関する事業とする。 (補助事業者)
- 第4条 補助事業者は,親子環境学習フォーラム実行委員会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は,補助事業に要する経費のうち,岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により,同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

- 第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。 (補助金等の完了前交付)
- 第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

附 則

この要綱は,平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成23年6月8日から施行する。